

改正条例の施行状況について

1 概 要

青少年が使用する携帯電話の有害情報から青少年を守るため、今年 3 月に青少年健全育成条例を改正し、10月1日から施行された。そこで、携帯電話販売店を対象に、青少年健全育成条例の規定が遵守されているかどうか立入調査を開始した。

2 対象店舗数 646店

3 実施期間 平成22年10月1日～11月22日

4 実施体制 青少年課及び各地域振興センター（事務所）

5 実施結果

(1) 訪問店舗数 58店

※10月末までに青少年課において実施したもののみを集計。さいたま市内64店に訪問した。6店が廃業したため、58店への立入調査を実施した。

(2) 条例への対応状況

条例が改正されたことの認知度は高く、また概ね条例の規定を遵守しているものの、具体的な内容については十分に理解されていない店舗がいくつか見受けられた。

(3) その他

個々の設問についての回答は、別紙のとおり。

また、現在、各地域振興センター（事務所）においても、立入調査を実施中。今後の青少年課実施分も含め、11月中に全店への調査を実施予定。